

学校において予防すべき感染症 (学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

2020年2月1日施行

- ◎「学校において予防すべき感染症」(学校保健安全法施行規則第18条)に罹患した場合は、感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています(同規則第19条)。
感染の危険がなくなるまで自宅療養してください(医師の許可が下りるまで)。
- ◎下記の感染症と診断された場合は、所属キャンパスの保健課、診療所に連絡してください。
- ◎ワクチン接種によって、罹患や重症化を予防できるものもあります(例:麻しん、風しん、インフルエンザ等)。適切な予防接種を推奨します。

| 分類 | 特徴 | 該当する感染症 | 出席停止期間の基準 |
|-----|---|---|---|
| 第一種 | 発生は稀だが重大な感染症 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス) 中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス) 新型コロナウイルス感染症 特定鳥インフルエンザ 指定感染症 新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | 空気感染または飛沫感染し、 流行拡大のおそれがある感染症 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | | 麻しん(はしか) | 解熱後3日を経過するまで |
| | | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで |
| | | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | | 結核 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | 空気感染または飛沫感染が主体ではないが、 放置すれば流行拡大の可能性がある感染症 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O157など) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※) | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで |

(※)「その他の感染症」は、**主治医より登校を控えるように指示された場合**、保健課(診療所)までご連絡ください。